

改正景品表示法及び外国人旅行者等への免税制度 セミナーのご案内

新たな法改正をビジネスチャンスに変える！

「正しい表示による安心・安全の観光土産品を」と公正競争規約の遵守に取り組んでいる兵庫県指定観光名産品協会では、毎年、関係法令に対するセミナーを開催しています。

今年度のセミナーは、関係法令の改正に加え、増え続ける訪日外国人旅行者に対する免税制度についても概要説明を頂く予定です。

観光土産品・土産品販売等の向上を通じ、兵庫県への誘客促進につながるよう、兵庫県、ひょうごツーリズム協会、兵庫県物産協会と共同開催とし、広くご参加を募ることといたしました。

ぜひこの機会に、多くの皆様にご参加いただきますようご案内申し上げます。

■日時：平成 27 年 1 月 28 日(水) 14 時～15 時 45 分

■場所：神戸 東急イン 3Fボールルーム

神戸市中央区雲井通 6-1-5 TEL 078-291-0109

■内容

①不当景品類及び不当表示防止法等の改正 (14:10～14:40)

講師：兵庫県立健康生活科学研究所生活科学総合センター 表示適正化指導調査員 座間 丈子 氏

ホテルや百貨店、レストラン等によるメニュー表示問題に端を発して、改正景品表示法が、12月1日に施行されました。適正な表示を行っていただけるように、改正法のポイントと景品表示法の基本的な考え方についてご解説いただきます。

②外国人旅行者等への消費税免税制度の改正 (14:45～15:45)

講師：国土交通省 近畿運輸局 企画観光部 計画調整官 小島 隆夫 氏

アジア圏の経済成長や円安のなか、観光立国を目指す国をあげた取り組みにより、東京オリンピック開催の2020年には訪日外国人観光客2000万人突破が期待されています。10月1日に改正された訪日外国人向けの免税制度は、これまで対象外だった菓子、地酒、民芸品など地域ならではの名産品も免税販売できるようになりました。また、その手続きも簡素化されています。今後ますますの活況が予想される訪日外国人観光客のショッピング市場に対するご準備をしていただけるよう、免税制度の概要をご解説いただきます。

■お問合せ

兵庫県指定観光名産品協会 ((公社) ひょうごツーリズム協会内) 担当：谷内・福岡

TEL 078-361-7661 FAX 078-361-7662

■お申込み

申込書に必要事項をご記入いただき、FAXにてお申込みください。

■お切

平成 27 年 1 月 9 日 (金)

※定員 (70 名) になり次第、締め切らせていただきます。

主催：兵庫県指定観光名産品協会

共催：兵庫県、(公社) ひょうごツーリズム協会、(公社) 兵庫県物産協会

※ご参加いただける場合のみ、FAXご回答ください。

★

セミナー申込書

回答先 FAX: 078-361-7662

※〆切:平成 27 年 1 月 9 日(金)

兵庫県指定観光名産品協会(ひょうごツーリズム協会) 谷内・福岡 宛

会員名/企業名

ご記入者名

TEL/

FAX/

ご参加者 氏名

ご参加者 氏名

ご参加者 氏名
